

## 企業の監査役・監査委員に従業員代表を 衆議院法務委員会で商法改正について連合が意見陳述

4月16日に開かれた衆議院法務委員会の「商法の一部を改正する法律案」に対する参考人意見陳述と質疑において、連合の成川総合政策局長が意見陳述を行いました。

今回の商法改正案は、社会経済情勢の変化に対応するため、企業統治（コーポレートガバナンス）の実効性確保、高度情報化社会への対応、企業の資金調達手段の改善、企業活動の国際化への対応という視点から検討されたものです。内容としては、経済のグローバル化に対応して、機動的な企業経営が行えるよう、これまでの日本型の取締役制度に加えて、米国型の取締役制度が選択できる委員会等設置会社制度の導入、株主総会手続の簡素化、連結計算書類制度の導入などとなっています。

連合の成川総合局長は、企業経営の健全化のために監査役・監査委員に従業員代表を選出すべきという連合方針に基づき、次の点について意見陳述を行いました。

### 【成川局長の意見ポイント】

企業内部からの経営に対する監視機能を高めるため、監査役もしくは監査委員会の構成員に労働者代表枠を設ける  
会社計算書類、監査報告に従業員も閲覧できるようにする  
企業の情報開示をより一層進めるため、現行義務づけられている貸借対照表に加えて、

損益計算書にも公告義務を課す。

これに対して民主党の佐々木秀典議員が次の通り考えを述べました。

### 【民主党・佐々木議員】

今回の法改正により、企業は、より株主利益を重視した経営を行うこととなるが、最近の企業不祥事では、従業員の解雇や賃金カットなど、従業員利益が損なわれている事例が多い。ステークホルダーである労働者の利益保護の観点からも、監査役や監査委員会に労働者代表が選任され、自ら経営を監視することも重要だと考える。但し、今回の法案に盛り込むには議論が不十分であり、別途さらに検討すべきではないか。

本法案は本日(4/19)衆議院法務委員会において採択され、参議院へと送付される見通しとな

### 商法改正案のポイント

1. 機関関係  
委員会等設置会社制度の導入  
重要財産委員会制度の導入  
中小を中心に株主総会手続を簡素化  
株主総会の特別決議の定足数の緩和
2. 株式関係  
種類株主による取締役等の選解任制度導入  
株価失効制度の創設
3. 計算関係  
連結計算書類制度の導入  
計算関係規定の省令委任
4. その他  
現物出資等の財産価格の証明制度  
外国会社の営業所設置義務の撤廃

っています。